

平成30年（行ウ）第126号

警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求事件

原告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被告 国

求 釈 明 書

2018年（平成30年）11月6日

東京地方裁判所民事第51部1C係 御中

原告訴訟代理人

弁 護 士 升 味

佐 江 子



同 古 本

晴 英



同 秋 山

淳



同 井 桁

大

介



同 高 橋

涼

子



同 三 宅

千

晶



被告の平成30年10月9日付準備書面(1)の記載内容につき、下記のとおり、
釈明を求められたい。

記

- 1 被告は、本件文書について、「警察庁に置かれた長官官房、生活安全局、刑事局、交通局、警備局及び情報通信局にそれぞれ置かれている各所属が保有する国の安全等や犯罪捜査等に関する個人情報ファイルに係る保有個人情報管理簿について、警察庁組織令に規定された所属の順番に従って整理したもの」(28頁)と主張するところ、このような順番にしたがって整理をすることにつき、法令上の根拠があれば、それを具体的に指摘して、明らかにされたい。
- 2 被告は、「別件開示決定については、刑事局犯罪鑑識官が保有する保有個人情報管理簿のうち、その一部の18件の保有個人情報管理簿のみを別件開示文書として特定し、各項目の各記載欄の一部を不開示とする決定をしたものであるが、本件文書(122件)について、別件開示決定と同様に、一部でも開示をする決定をした場合には、開示された部分を照合することにより、本件文書のどこに別件開示文書が位置しているかを把握することが可能となってしまう(う)」などと主張するところ(29頁)、別件開示決定にかかる18件の保有個人情報管理簿は、すべて、本件文書に含まれているという趣旨か。そうでない場合、両文書の関係について明らかにされたい。

以 上